

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の母子父子寡婦福祉資金の貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和5年10月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行う。 【取扱事務の内容】 ・貸付申請の受理、審査及び応答に関する事務 ・償還免除申請の受理、審査及び応答に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、母子寡婦福祉資金管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付・償還者情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の62項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の36の項、40の項及び112の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ト、同条第2号から第5号まで、第44条第1号ト及び同条第2号から第5号まで [情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二の78の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長 塚腰 良寛
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市数田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県子ども・女性局子ども家庭課 〒500-8570 岐阜市数田南2丁目1番1号 TEL: 058-272-8326

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成30年4月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成30年4月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43項	番号法第9条第1項 別表第一の62項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠[情報照会]	番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項及び87の項	番号法第19条第8号 別表第二の36の項、40の項及び112の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠[情報照会]	番号法第19条第7号 別表第二の63の項	番号法第19条第8号 別表第二の78の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。